ベビーシートの無料貸出要領

1　湯河原町ではベビーシート（身長６６センチ以下、体重９キロ未満の乳児用）の貸出しをしています。

2　出生されたお子様及び申請者の住所が湯河原町にある方を対象とします。

3　貸出しの申込みは湯河原町まちづくり部土木課に置いてある「ベビーシート借受申込書」に所定事項を記入し、借受け手続きを行い「ベビーシート貸出票」の交付を受け、ベビーシートを借受けてください。（台数に限りがありますので、借受けできなかった方は登録して順次対応いたします。）

4　貸出期間は９ヶ月までとします。

5　無料貸出ですが、返却時または町外に転出するときには必ず洗濯をして、「貸出票」、「取扱説明書」とともに返還してください。

6　ベビーシートを装填する場合は必ず「取扱説明書」・「使用上の注意事項」をよく読んで座席に正しく取り付けてください。

7　このベビーシートの形式は３点式シートベルトに装填するタイプです。エアーバッグの付いている助手席での使用は避け、必ず３点式シートベルトが付いている後部座席に付けてください。

8　この制度はあくまで湯河原町独自の無料貸出制度です。このベビーシートにより何らかの損害、障害等を負っても賠償責任は負いません。また、このベビーシートには傷害保険はついておりません。

9　事故その他により、ベビーシートの強度が損なわれたり、故障したものは速やかに返却してください。